



第59号 (令和元年9月2日)



日本年金機構
Japan Pension Service

編集責任者 事業推進統括部
部長 菅野 恵文

▶ 機構ホームページ

日本年金機構

検索

<https://www.nenkin.go.jp/>

▶ 機構公式Twitter

アカウント名 (@Nenkin_Kikou)

はじめに

【目次】

- はじめに
- 障害年金講座
- 機構からの連絡
- 広報の広場
- 地域の独自情報
- 編集後記

先日、宮城県仙台市にて開催された「第57回全国都市国民年金協議会総会及び研修会」に参加させていただきました。仙台市様をはじめ、ご対応いただいた多くの皆様方には、厚く御礼申し上げます。

さて本号では、施行が迫る年金生活者支援給付金の他、令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書などについて掲載しています。障害年金講座では、前号に続き、市区町村の皆様方から多数照会を受けている事例を掲載しています。是非、日々の業務にご活用ください。

引き続き、市区町村の皆様方との「かけはし」となるよう努めてまいりますので、ご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

障害年金講座

第11回!

障害年金センター

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り、誠にありがとうございます。

「障害年金講座」コーナーでは、市区町村の皆様方向けに、障害年金に関する窓口事務での注意点やよくある返戻事例等、さまざまな情報をお届けしております。

毎号、市区町村の皆様方の日々の業務にお役立てできるよう努めてまいりますので、今後ともよろしくお願いいたします。

さて、今回のテーマは、

市区町村からの照会の多い事例

です!

(4) 初診日の確認について

(1)～(3)までは、「かけはし」第58号の障害年金講座を参照してください。

Q7

平成31年2月1日から改正された20歳前障害基礎年金の初診日確認の添付書類の取扱いの緩和について、具体的に教えてください。

A7

改正前は、初診日時点の年齢にかかわらず、初診日を証明する書類（受診状況等証明書）の添付が必要でした。

改正後は、2番目以降に受診した医療機関の受診日より、障害認定日が20歳到達日以前であることが確認でき、かつ、その受診日前に厚生年金等の加入がない場合は、最初に受診した医療機関の初診日証明の添付が不要となりました。

具体的には、以下のとおりです。

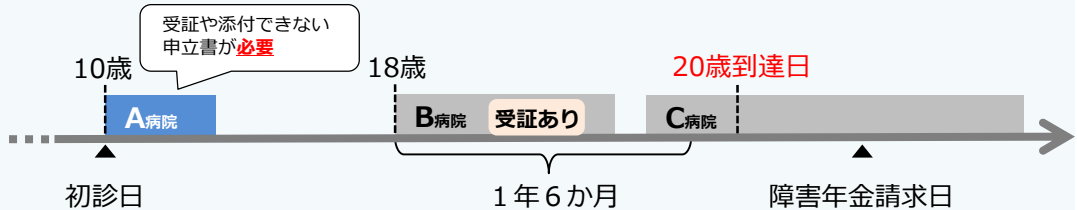
基本的な事例

今までの取扱い
改正後の取扱い

- ◆ 最初の医療機関（A病院）10歳～15歳まで受診 ⇒ 受診状況等証明書の添付なし
- ◆ 2番目の医療機関（B病院）18歳～19歳まで受診 ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 3番目の医療機関（C病院）19歳～請求時まで受診

～今までの取扱い～

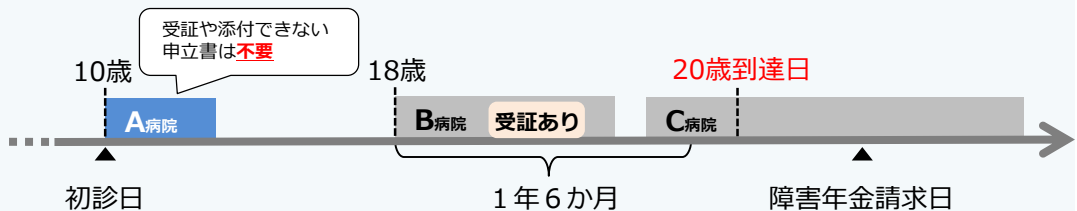
B病院の「受診状況等証明書」の添付があっても、A病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付が必要でした。



～改正後の取扱い～

B病院の「受診状況等証明書」で18歳から受診していることが確認できる場合、A病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付は不要です。

※ B病院の受診から1年6か月経過した日が、20歳到達日前のため。

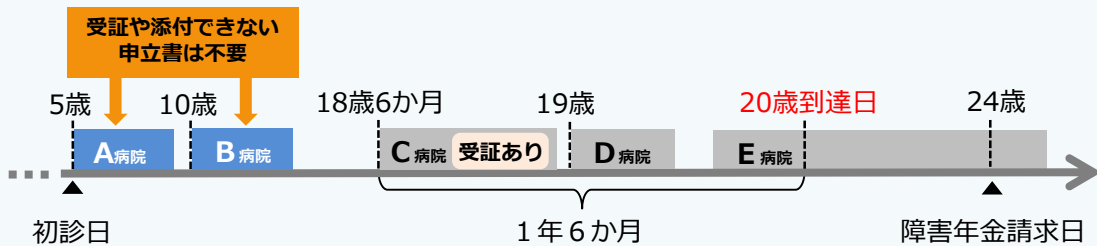


具体的な事例 その1

- ◆ 最初の医療機関 (A病院)
- ◆ 2番目の医療機関 (B病院)
- ◆ 3番目の医療機関 (C病院) ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 4番目の医療機関 (D病院)
- ◆ 5番目の医療機関 (E病院) ⇒ 認定日診断書の添付あり

～障害認定日が20歳到達日以前と確認できるケース～

C病院の「受診状況等証明書」が添付されており、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できるため、A病院およびB病院の「受診状況等証明書」又は「受診状況等証明書が添付できない申立書」の添付は不要です。



具体的な事例 その2

- ◆ 最初の医療機関 (A病院)
- ◆ 2番目の医療機関 (B病院)
- ◆ 3番目の医療機関 (C病院)
- ◆ 4番目の医療機関 (D病院) ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 5番目の医療機関 (E病院) ⇒ 認定日診断書の添付あり

～障害認定日が20歳到達日以前と確認できないケース～

D病院の「受診状況等証明書」が添付されているが、障害認定日は20歳到達日以前であることが確認できないため、A病院～C病院いずれかの「受診状況等証明書」の添付が必要
です。(いずれも添付できない場合は、「受診状況等証明書が添付できない申立書」等、
従来どおりの書類を添付してください。)

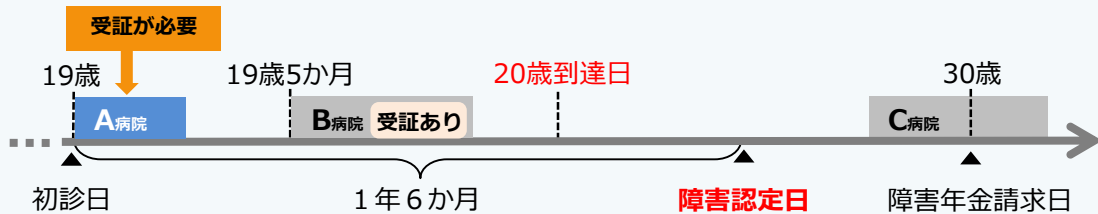


具体的な事例 その3

- ◆ 最初の医療機関 (A病院)
- ◆ 2番目の医療機関 (B病院) ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 3番目の医療機関 (C病院)

～初診日から1年6か経過した日が20歳到達日後となるケース～

B病院の「受診状況等証明書」が添付されている場合であっても、A病院の「受診状況等証明書」の添付が必要です。
添付できない場合は、A病院の「受診状況等証明書が添付できない申立書」等、従来どおりの書類の添付が必要です。

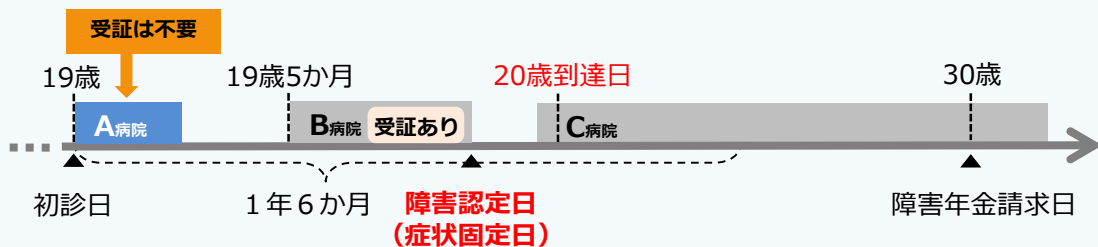


具体的な事例 その4

- ◆ 最初の医療機関 (A病院)
- ◆ 2番目の医療機関 (B病院) ⇒ 受診状況等証明書の添付あり
- ◆ 3番目の医療機関 (C病院)

～初診日から1年6か経過する前に症状固定し、 症状固定日（障害認定日）が20歳到達日以前となるケース～

B病院の「受診状況等証明書」が添付されている場合、A病院の「受診状況等証明書」の添付は不要です。



Q8

生まれながら（生来）の知的障害で障害年金を請求します。受診状況等証明書等の初診日の証明は必要ですか？

A8

生まれながら（生来）の知的障害に限っては、受診状況等証明書等の初診日の証明は、不要です。（初診日は、生まれた日に置き換えて審査します。）

※ 高熱などが原因で知的障害になった場合は、初診日の証明が必要です。

Q9

先天性の疾患の場合の初診日は、生まれた日となりますか？

A9

知的障害以外は、初診日が生まれた日とはなりません。

生まれながら（生来）の知的障害以外は、先天性の疾患であっても初診日は実際にその疾患で初めて受診した日となります。初診日が20歳以降の場合は、納付要件の確認も必要です。なお、初診日が20歳前の場合は、Q7を参考にしてください。

Q10

知的障害のない発達障害で障害年金を請求します。初診日は20歳以降ですが、先天性の障害のため、20歳前障害となりますか？

A10

20歳前障害とはなりません。知的障害のない発達障害は、その症状で初めて受診した日が初診日となります。初診日が20歳以降なので、納付要件の確認も必要です。

Q11

療育手帳をお持ちの方は、受診状況等証明書等の初診日の証明の添付は不要ですか？

A11

療育手帳の交付の有無にかかわらず、以下の取扱いとなります。

生まれながら（生来）の知的障害に限っては、受診状況等証明書等の初診日の証明は、不要です。（初診日は、生まれた日に置き換えて審査します。）

知的障害以外の発達障害などで、療育手帳を交付されている場合は、初診日が確認できる書類の添付が必要です。なお、初診日が20歳前の場合は、Q7を参考にしてください。

各種取組事業のスケジュールについて

(事業推進統括部)

平素より年金事業にご理解とご協力を賜り誠にありがとうございます。

日本年金機構において、令和元年9月から令和元年12月に実施を予定している取組事業や各種発送物の送付時期につきまして、下記のとおりお知らせいたします。

※ 変更となる場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(●…毎年定例の実施分 ●…今回限りの単発実施分 ●…新規の実施分)

令和元年 9月

- 年金生活者支援給付金の請求書（ターンアラウンド様式）の送付
→ 詳細は、本号7頁～14頁をご確認ください。
- 令和2年分扶養親族等申告書の送付
→ 詳細は、本号15頁～19頁をご確認ください。

令和元年 10月

- 年金生活者支援給付金の支給に関する法律の施行
→ 詳細は、本号7頁～14頁をご確認ください。
- 年金生活者支援給付金に係る支給決定通知書及び不該当通知書を順次発送
- 国民年金保険料の免除等申請勧奨を実施（ターンアラウンド申請用紙の送付）
→ 詳細は、本号20頁をご確認ください。

令和元年 11月

- 社会保険料（国民年金保険料）控除証明書の送付
→ 詳細は、本号21頁をご確認ください。
- ねんきん月間・年金の日（11月30日）
→ 詳細は、本号22頁をご確認ください。
- 国民年金未納保険料納付勧奨通知書（催告状）の送付

令和元年 12月

- 年金生活者支援給付金の初回支払（12月13日）
- 年末収納対策用納付書の送付

年金生活者支援給付金の請求について

令和元年10月1日から、年金生活者支援給付金（以下「給付金」という。）制度がはじまります。給付金を受給するためには、原則として日本年金機構から送付する給付金請求書を提出する必要があります。

給付金請求書は、以下の対象者に送付します。対象者ごとに、送付時期及び請求方法が異なりますので、ご注意ください。

- ① 平成31年4月1日時点で、老齢・障害・遺族基礎年金のいずれかを受給している方で、給付金の支給要件を満たしていることが確認できた方

◆給付金請求書（ターンアラウンド請求書）を送付します。

送付時期：令和元年9月上旬から順次発送。

請求方法：必要事項を記入の上、切手を貼って郵便ポストへ投函する。

- ② 平成31年4月2日以降に65歳に到達し、老齢基礎年金の請求を行う方

◆給付金請求書を送付します。

送付時期：給付金請求書は、65歳の誕生月の3ヶ月前に送付される年金請求書に同封しています。

請求方法：市区町村又は年金事務所で、老齢基礎年金の請求手続きと併せて手続きする。



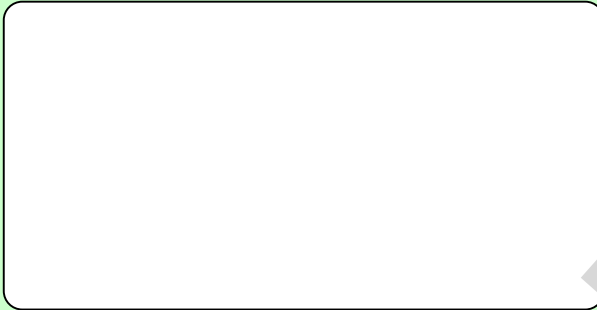
年金生活者支援給付金請求書・送付物一覧

年金生活者支援給付金請求書（ターンアラウンド請求書）等の送付物は、下表の通りです。

送付物	参照レイアウト
① 封筒	本号8頁
② 年金生活者支援給付金請求書（ターンアラウンド請求書）	本号9頁
③ 年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット	本号10頁～13頁
④ 目隠しシール	—

① 封筒

年金生活者を支援する給付金を
受け取るための大切なお知らせです。



日本年金機構
Japan Pension Service

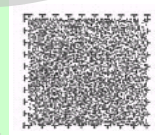
〒168-8505

東京都杉並区高井戸西3丁目5番24号

(開封前に宛名をご確認ください。)

重要手続き書類在中

※このマークは、音声コードです。
目の不自由な方も封筒情報を
音声で聞くことができます。



あなたは年金生活者支援給付金を
受け取ることができるため
同封のはがきを提出してください

『日本年金機構ホームページ』 <https://www.nenkin.go.jp/>

日本年金機構

検索

二次元
コード

対象者の照会番号
123456789012

令和元年12月支払いのため
令和元年10月18日
までに届くよう控照してください

上記より遅れてご提出の場合は、お支払いが令和2年2月以降となります。

168-8505
東京都杉並区高井戸西
XX-XX-X

年金 太郎 様

x x x x x x x x x x x x x x
x x x x x x x x x x x x x x
x x x x x x x x x x x x x x

切り離してご提出ください

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求いたします。



←二次元コードは、事務処理で使用するため、汚さないでください。

フリガナ	XXXX XXXX	提出日	令和 年 月 日
氏名	Ⓜ	電話番号	
照会番号	123456789012	生年月日	XX99年99月99日
		種別コード	1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）

XXXX XXXX XXX X

〒 168-8505
東京都杉並区高井戸西3-5-24
さいたま新都心郵便局
〒330-6690
さいたま市大宮区
カサタビル107号
日本郵便株式会社

〒	168-8505	〒	330-6690
市区町村	東京都杉並区高井戸西3-5-24	市区町村	さいたま市大宮区
番	168-8505	番	330-6690
号	高井戸西3-5-24	号	大宮区

このほかきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者を支援する給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。
年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

- 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込額（月額）	X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込額（月額）と異なる場合があります。
※見込額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、
同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

③ リーフレット（1）

年金生活者支援給付金請求手続きの ご案内リーフレット

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入や所得額が一定基準額以下の年金受給者の生活を支援するために、年金に上乗せして支給されるものです。

- ✓ 本案内は年金生活者支援給付金が受け取れる方に、ご案内しています。
- ✓ 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）に、必要事項をご記入の上、なるべく一週間以内※¹にご提出ください。

■ 請求手続きの流れ

- ① 同封のはがき（年金生活者支援給付金請求書）を切り取り線に沿って切り離し、氏名などを記入



- ② 目隠しシールと切手を貼り、郵便ポストに投函

- ・ 2019年10月※²に、支給決定通知書が到着
- ・ 2019年12月上旬※²に、振込通知書が到着

- ③ 12月中旬※²に、受給している年金と同時※³に、年金生活者支援給付金を支給

【ご注意ください】

- ※ 1 一週間を過ぎてても手続きは可能です。ただし2019年12月末日を過ぎて手続きをした場合、2020年2月分からの年金生活者支援給付金のお支払いとなり、2019年10月分～2020年1月分の年金生活者支援給付金を受け取れません。
- ※ 2 ご提出時期により、上記日程は異なります。
- ※ 3 年金生活者支援給付金のお支払いは、2カ月分を翌々月の中旬に年金と同じ受取口座に、年金とは別途お支払いします。

ご不明な点がございましたら、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所へお問い合わせください。
『給付金専用ダイヤル』:0570-05-4092(ナビダイヤル)



③ リーフレット（2）

はがき（年金生活者支援給付金請求書）の書き方と見方

■ 記入例

年金生活者支援給付金請求書

年金生活者支援給付金を請求いたします。

提出日 平成 元 年 XX 月 XX 日

氏名 阿部 太郎

電話番号 03-9999-XXXX

照会番号 123456789012 生年月日 XX99年99月99日 種別コード 1

※上記の太枠内を必ずご記入ください。

◎ 日本年金機構では、請求者ご本人やご家族（世帯員）の所得情報を市町村から提供いただき、年金生活者支援給付金の要件を判定しています。（所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合には、正しく申告する必要があります。）



① 下記㉗～㉙をすべてご記入ください。

- ㉗ 本はがきの宛名に記載のある氏名を書いてください。
- ※ 自筆署名の場合、押印は不要です。
- ㉘ 記入した日を書いてください。
- ㉙ 日中通じる電話番号を書いてください。

② 同封の目隠しシールを、㉗㉘㉙の面を覆うように貼ってください。

③ 表面に切手を貼り、郵便ポストへご投函ください。

※ はがき（年金生活者支援給付金請求書）は折り曲げたり、目隠しシール以外のシール等を貼ったりしないでください。

■ 年金生活者支援給付金の見込み額

このはがきは、あなたの年金に上乗せして支給される年金生活者を支援する給付金を受け取るための請求書です。

年金生活者支援給付金を受け取るためには、この請求書の提出が必要となりますので、速やかにお手続きをお願いします。

年金生活者支援給付金は、消費税率引き上げ分を活用し、公的年金等の収入金額や所得金額が一定基準以下の方に、生活の支援を図ることを目的として、年金に上乗せして支給するものです。

● 請求した場合の年金生活者支援給付金の見込み額（月額）は次のとおりです。

年金生活者支援給付金 見込み額（月額）	X,XXX 円
給付金種別	老齢 年金生活者支援給付金

※実際に支給される年金生活者支援給付金額は、この見込み額（月額）と異なる場合があります。

※見込み額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

ご記入の際は、同封の「年金生活者支援給付金請求手続きのご案内リーフレット」をご覧ください

○ 赤枠の見込み額（月額）は、2019年8月時点で受給していた年金をもとに算出しています。

※ 現在、受給している年金の種類や保険料納付済期間等により、実際に受け取れる給付額は、この見込み額と異なる場合がありますが、見込み額欄が「*」で表示の方には、お手続き後に改めてお知らせいたします。

○ 給付額の計算方法は、裏面をご覧ください。

給付金のお問い合わせは「給付金専用ダイヤル」へ！

給付金専用ダイヤル : 0570-05-4092 (ナビダイヤル)

050 から始まる電話でおかけになる場合は (東京) 03-5539-2216

<受付時間>

月曜日	午前8:30～午後7:00	* 月曜日が祝日の場合は、翌開所日に午後7:00まで。
火～金曜日	午前8:30～午後5:15	* 祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。
第2土曜日	午前9:30～午後4:00	

○ お問い合わせの際は、はがき（年金生活者支援給付金請求書）をご用意ください。

(注) 間違い電話が発生しておりますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

③ リーフレット（3）

支給要件と給付額の計算方法

給付金種別が「老齢」の方

■ **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 65歳以上で、老齢基礎年金*を受けている
 - ② 請求される方の世帯全員の市町村民税が非課税となっている
 - ③ 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が879,300円以下である
- ※ 旧法の老齢年金、旧共済の退職年金、その他の老齢・退職を支給事由とする年金であって、政令で定める年金についても対象となります。

■ 給付額

基準額に、保険料納付済期間等に応じて算出され、次の①と②の合計額となります*1。

- ① **保険料納付済期間に基づく額（月額）**
$$= 5,000円 \times \text{保険料納付済期間}^{*2} / 480月$$
- ② **保険料免除期間に基づく額（月額）**
$$= 10,834円^{*3} \times \text{保険料免除期間}^{*2} / 480月$$

- ※1 前年の年金収入額とその他の所得額の合計が779,300円を超え879,300円以下の方には、①に一定割合を乗じた補足的老齢年金生活者支援給付金が支給されます。
- ※2 給付額の算出のもととなった保険料納付済期間や保険料免除期間は、お手持ちの年金証書や支給額変更通知書等で確認できます。
- ※3 保険料全額免除、3/4免除、1/2免除期間は10,834円（老齢基礎年金満額（月額）の1/6）、保険料1/4免除期間は5,417円（老齢基礎年金満額（月額）の1/12）となります。毎年度の老齢基礎年金の額の改定に応じて変動します。

給付額の例

▶ 納付済月数が480カ月、全額免除月数が0カ月の場合

- ① $5,000円 \times 480 / 480月 = 5,000円$ ② $10,834円 \times 0 / 480月 = 0円$
<合計> ① 5,000円 + ② 0円 = 5,000円（月額）

給付金種別が「障害」の方

■ **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 障害基礎年金*1を受けている
 - ② 前年の所得額が「4,621,000円 + 扶養親族の数 × 38万円*2」以下である
- ※1 旧法の障害年金、旧共済の障害年金であって、政令で定める年金についても対象となります。
- ※2 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

- 障害等級が2級の方：5,000円（月額）
- 障害等級が1級の方：6,250円（月額）

③ リーフレット（４）

給付金種別が「遺族」の方

■ **支給要件** 以下の支給要件をすべて満たしている方が対象となります。

- ① 遺族基礎年金を受けている
 - ② 前年の所得額が「4,621,000円＋扶養親族の数×38万円※」以下である
- ※ 同一生計配偶者のうち70歳以上の者または老人扶養親族の場合は48万円、
特定扶養親族または16歳以上19歳未満の扶養親族の場合は63万円となります。

■ 給付額

○ **5,000円（月額）**

ただし、2人以上の子が遺族基礎年金を受給している場合は、5,000円を子の数で割った金額がそれぞれにお支払いとなります。

留意事項

■ 添付書類は不要

- ・ 市町村から提供を受ける所得情報により、年金生活者支援給付金の支給要件を満たしているか判定していますので、基本的に課税証明書等の添付は必要ありません。
- ※ 所得情報を確認できない場合など、提出をお願いする場合があります。
- ※ 所得に関する情報について、関係法令に基づき、申告義務がある場合に、正しく申告する必要があります。
- ・ 支給要件を満たす場合、2年目以降のお手続きは原則不要となります。
- ・ 支給要件を満たさなくなった場合、年金生活者支援給付金は支給されません。その際は「年金生活者支援給付金不該当通知書」をお送りします。

■ 給付額の改定

- ・ 給付額は、毎年度、物価の変動による改定（物価スライド改定）があります。
- ・ 給付額を改定した場合は「年金生活者支援給付金額改定通知書」をお送りします。

■ **年金生活者支援給付金が支給されない場合** ※このご案内をお送りした方も同様です。

- ・ 次の①～③のいずれかの事由に該当した場合、年金生活者支援給付金は支給されません。
 - ① 日本国内に住所がないとき
 - ② 年金が全額支給停止のとき
 - ③ 刑事施設等に拘禁されているとき
- ・ ①または③の場合は必ず届出が必要となりますので、給付金専用ダイヤルまたは年金事務所にご相談ください。

■ ご記入が困難な場合

- ✓ 請求書の氏名などを自筆で書くことが困難な場合には、代理人などがご本人の氏名をご記入いただけます。この場合は、押印が必要となります。

年金生活者支援給付金専用ダイヤル

年金生活者支援給付金のご請求で、お困りの方がいらしたら、下記ダイヤルをご案内ください。

電話番号……………（ナビダイヤル）0570-05-4092

050から始まる電話の場合……（東京）03-5539-2216

〈受付時間〉・月曜日	午前8：30～午後7：00
・火～金曜日	午前8：30～午後5：15
・第2土曜日	午前9：30～午後4：00

※月曜日が祝日の場合、翌日以降の開所日初日は、午後7：00まで相談をお受けします。

※祝日（第2土曜日を除く）、12月29日～1月3日はご利用いただけません。



年金生活者支援給付金の制度の概要・よくあるご質問等については
日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）をご覧ください。



MEMO

「令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書」を送付します

(年金給付部)

令和元年9月18日(水)から、順次、下記の送付対象者宛て令和2年分扶養親族等申告書(以下「申告書」という。)を送付します。

9月から10月にかけて送付する方の提出期限は**令和元年10月31日(木)**です。

送付対象者

◆老齢または退職を支給事由としている年金の支給額が以下に該当する方です。

- 65歳未満の方：108万円以上
- 65歳以上の方：158万円以上(退職共済年金(JR、JT、NTT、農林共済)の受給者であって、老齢基礎年金が支給されている方の場合は、退職共済年金の支給額が80万円以上)



記入における注意点

◆申告書の提出が不要な場合があります。

税制改正により、提出しなくとも、所得税率が5.105%となりますので、以下の人的控除を受けない場合、提出は不要になります。

- 控除対象となる配偶者または扶養親族がおらず、受給者本人が障害者、寡婦(寡夫)等に該当しない方
- 会社等に勤務しそこから支払われる給与の扶養控除申告書で各種控除を申告する方
- 源泉徴収段階で人的控除の適用を受けず、翌年の確定申告により控除を受ける方

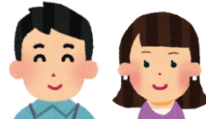
◆前年の申告から変更がない場合は、その旨以外の記入は不要です。

前年(令和元年(平成31年))分の申告書を提出いただいた方には、予め前回の申告内容を印刷しています。

前年分の申告内容から「変更なし」の場合、申告書左上にある、ア、「前年から「変更なし」で申告します。」に○を付し、署名のうえ提出してください。

その他の項目は記入不要です。

記入における注意点（続き）



◆ B欄（控除対象となる配偶者）について

新たに配偶者を控除対象とする場合、申告書に同封しているリーフレットをご覧ください。配偶者が控除対象となるか確認のうえ、必要事項の記入をお願いします。

申告書のB欄（配偶者欄）にある「配偶者の区分」欄の記入は必須です。

※ 税制改正により、前年から収入額に変更がない場合、令和2年分の所得見積金額は増加します。そのため、「配偶者の区分」欄に前年の所得見積額が印刷されている方は、前年から収入額に変更がない場合、「前年から「変更あり」で申告します。」に○をして、所得見積額を再計算して記入いただく必要があります。

※ 前年と収入に変更がない場合、年金収入なら1,000万円以下、給与収入なら850万円以下であれば、前年の所得額に10万円加算した額に変更になります。

◆ C欄（扶養親族）について

新たに扶養する親族がいる場合、申告書に同封しているリーフレットをご覧ください。必要事項の記入をお願いします。



マイナンバーの記入について

◆ 配偶者・扶養親族のマイナンバーの記入は省略できる場合があります。

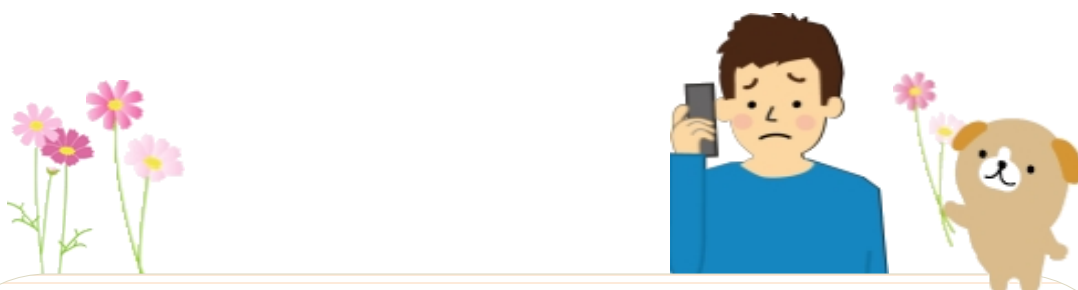
- 前回までの申告書において、控除対象となる配偶者・扶養親族のマイナンバーを記入していただいている方は、令和2年分においては、マイナンバーの記入は省略できます。この場合、申告書のマイナンバー欄には「収録済」と印刷され、記入欄に「*」が印刷されています。
- 前回までの申告書において、控除対象となる配偶者・扶養親族のマイナンバーを記入していただいている方は、マイナンバーの記入をお願いします（マイナンバーが確認できる書類のコピーの添付は不要です）。なお、マイナンバーの記入がない場合でも、機構は申告書を受理し、申告内容に基づいて源泉徴収を行います。

※ その他の記入方法は同封しているリーフレットを参照してください。

ご不明な点がある場合

申告書に関する概要、記入方法、よくあるご質問（Q&A）等について、日本年金機構ホームページ（<https://www.nenkin.go.jp/>）に掲載していますので、ご利用ください。

また、扶養親族等申告書に関するご不明な点がある場合のお問い合わせは、「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」で受付します。お近くの年金事務所と併せてご案内ください。



「扶養親族等申告書お問い合わせダイヤル」

ナビダイヤル 0570-081-240

050から始まる電話の場合（東京）03-6837-9932

受付時間： 月曜日 午前8：30～午後7：00

火～金曜日 午前8：30～午後5：15

（月曜日が祝日の場合は、翌日以降の開所日初日に午後7：00まで）

第2土曜日 午前9：30～午後4：00

※祝日（第2土曜日を除く）、12月28日～1月5日はご利用いただけません。

令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（おもて）

令和2年分 公的年金等の受給者の扶養親族等申告書

0 **前年から「変更なし」で申告します。**
 → ①受給者欄にご本人の氏名を記入し、押印のうえご提出ください。他の項目はご記入不要です。

前年から「変更あり」で申告します。
 → 「作成と提出の手引き」をご覧のうえ、変更がない箇所も含め、該当項目をご確認ください。

QR **提出期限**
 令和元年 XX月 XX日

提出年月日 令和 年 月 日 99999 99999 9999
 99999 99999 99999

A 受給者 共済

フリガナ	ネンキン タロウ	1 本人障害 (該当なしの場合は記入不要)	1. 普通障害 2. 特別障害
氏名		2 寡婦・寡夫 (該当なしの場合は記入不要)	1. 寡婦 (女性) 2. 特別寡婦 (女性) 3. 寡夫 (男性)
電話番号		3 本人所得 (該当なしの場合は記入不要)	年間所得の見積額が 900万円を 超える場合は右の欄に○をしてください。
生年月日	昭和 25年 11月 30日		

B 控除対象となる配偶者

4 源泉控除対象配偶者 または 障害者に該当する同一生計配偶者	5 配偶者の区分	6 配偶者障害 該当なしの場合は記入不要	7 同居・別居の区分
フリガナ	ネンキン ヨシコ	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居
氏名	年金 好子	8 配偶者老人区分	2. 老人
続柄	1. 夫 2. 妻	配偶者の見積額が48万円以下かつ70歳以上の場合に該当	
生年月日	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 年 月 日 20 10 24	45 万円	

C 扶養親族 (3人目以降は裏面にご記入ください)

9 控除対象扶養親族 (16歳以上) または 扶養親族 (16歳未満) ※	10 続柄	11 生年月日 特定・老人の種別	12 障害 該当なしの場合は記入不要	13 同居・別居の区分	年間所得の見積額
フリガナ	ネンキン イチロウ	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 13 8 11	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
氏名	年金 一郎	1. 特定 2. 老人			
フリガナ	ネンキン トミコ	1. 明 3. 大 5. 昭 7. 平 9. 令 年 月 日 12 4 9	1. 普通障害 2. 特別障害	1. 同居 2. 別居	48万円以下 48万円超
氏名	年金 登美子	1. 特定 2. 老人			

令和2年分公的年金等の受給者の扶養親族等申告書（うら）

裏面

C 扶養親族（続き）		続柄	生年月日 10 特定・老人の種別	障害 11 該当なしの場合 は記入不要	同居・ 別居の 区分	13 年間所得 の見積額
9 控除対象扶養親族（16歳以上） または扶養親族（16歳未満）※	氏名					
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1 明 3 大 5 昭 7 平 9 令 年 月 日	1 普通障害 2 特別障害	1 同居 2 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名						
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1 明 3 大 5 昭 7 平 9 令 年 月 日	1 普通障害 2 特別障害	1 同居 2 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名						
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1 明 3 大 5 昭 7 平 9 令 年 月 日	1 普通障害 2 特別障害	1 同居 2 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名						
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1 明 3 大 5 昭 7 平 9 令 年 月 日	1 普通障害 2 特別障害	1 同居 2 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名						
フリガナ		3 子 4 孫 5 父母祖父母 6 兄弟姉妹 7 その他 8 甥姪等 9 三親等以内の親族	1 明 3 大 5 昭 7 平 9 令 年 月 日	1 普通障害 2 特別障害	1 同居 2 別居	48万円 以下 48万円 超
氏名						

D 摘要欄

14
摘要

〒XXXX-XXXX

杉並区 高井戸西 x-00-△△



個人番号（マイナンバー）について

- ・番号が確認できる書類の添付は必要ありません。
- ・記入がない場合でも、記入がないことのみをもって申告書を受理しないことはありません。
- ・記入すると、翌年以降は記入が不要になります。

※扶養親族（16歳未満）の記載は、地方税法第45条の3の3および第317条の3の3の規定による「公的年金等受給者の扶養親族申告書」の記載を兼ねています。

年金 太郎 様

（年金の支払者）

官署支出官 厚生労働省年金局事業企画課長
法人番号 6000012070001

令和元年度の「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」の送付について

(国民年金部)

令和元年7月分保険料が未納の方で、平成30年における本人・配偶者・世帯主の所得金額、扶養情報により全額免除または納付猶予に該当すると見込まれる方に、「国民年金保険料免除・納付猶予申請書」(ターンアラウンド様式)を、10月中旬にお送りいたします。

申請書はハガキ形式になっており、必要事項を記入してポストに投函することで、令和元年度分(令和元年7月から令和2年6月分)の免除・納付猶予を申請することができます。

ただし、学生の方や令和元年6月以前の期間の免除・納付猶予については、今回送付される申請書では申請できません。

【発送物】

- ◆ 国民年金保険料免除・納付猶予申請書
- ◆ 免除・納付猶予案内用リーフレット
- ◆ 目隠しシール



申請書のレイアウトについては変更を予定しているため、改めて情報提供いたします。



「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」が発行されます

～～年末調整・確定申告まで大切に保管を！～～

(国民年金部)

国民年金保険料は、所得税及び住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日から12月31日までに納付した保険料が対象となります。

社会保険料控除を受けるためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方へ、「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」を本年11月上旬に日本年金機構本部から送付する予定としていますので、年末調整や確定申告の際には必ずこの証明書(又は領収証書)を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に今年はずじめて国民年金保険料を納付された方については、翌年の2月上旬に送付する予定としています。

なお、ご家族の国民年金保険料を納付された場合も、ご本人の社会保険料控除に加えることができますので、ご家族あてに送られた控除証明書を添付のうえ申告してください。

「社会保険料(国民年金保険料)控除証明書」についてのご照会は、控除証明書のハガキに表示されている電話番号にお問い合わせください。

ねんきん加入者ダイヤル

電話番号 (ナビダイヤル) 0570-003-004
050から始まる電話の場合は、(東京) 03-6630-2525

〈受付時間〉

- ・月～金曜日 午前8:30～午後7:00
- ・第2土曜日 午前9:30～午後4:00
- ・祝日(第2土曜日を除く)、12月29日～1月3日はご利用いただけません。

- ナビダイヤルは、一般の固定電話からおかけになる場合は全国どこからでも、市内通話料金でご利用いただけます。ただし、一般の固定電話以外(携帯電話等)からおかけになる場合は通常の通話料金がかかります。
- 「(東京)03-6630-2525」の電話番号におかけになる場合は、通常の通話料金がかかります。
- 「0570」の最初の「0」を省略したり、市外局番をつけて間違い電話になっているケースが発生していますので、おかけ間違いのないようご注意ください。

11月は「ねんきん月間」、11月30日(いいみらい)は「年金の日」です！

(相談・サービス推進部)

日本年金機構では、厚生労働省と協力して、毎年11月を「ねんきん月間」と位置付け、国民の皆様にご公的年金制度に対する理解を深めていただくための普及・啓発活動を行います。

主な活動例は、以下のとおりです。

- ◆市役所・町役場、商業施設等で「出張年金相談窓口」を開設し、年金相談を実施
- ◆大学・高校などの教育機関や事業所等へ出向き、「年金セミナー」や「年金制度説明会」を開催
- ◆公的年金制度とのかかわりについて「わたしと年金」をテーマにしたエッセイの募集
- ◆年金委員(※) 功労者表彰式の開催

(※)「年金委員」とは

年金の制度や手続きについて、会社や地域で周知・啓発、相談、助言などの活動を行う民間協力員です。年金委員は、活動により『職域型』と『地域型』の2つに区分されます。『職域型』は主に厚生年金保適用事業所内で、『地域型』は自治会などの地域において活動いただいております。

また、11月30日は、ご自身の年金記録や年金受給見込額を確認し、老後の生活設計に思いを巡らしていただく「年金の日」です。

この機会に、年金記録の確認や年金見込額を試算できる「ねんきんネット」をご利用いただけるよう、お客様に広くご案内のほどお願いいたします。

(「ねんきんネット」のご利用登録は、日本年金機構ホームページより可能です。)

なお、当日は、全国の年金事務所も午前9時30分から午後4時まで開所予定です。



ねんきん太郎
「ねんきんネット」マスコット



「ねんきん月間」の期間中は、下記のマーク等を付したポスターの掲示やチラシの配布を行います。各自治体の皆様方におかれましても、主旨をご理解いただき、ご協力をお願いいたします。

11月は

ねんきん月間 です

年金保険料、納めていますか？
この機会に年金加入状況の確認を！

日本年金機構は厚生労働省と協力して11月を「ねんきん月間」と位置づけ、公的年金制度の普及・啓発活動を積極的に行います。

いいみらい
11月30日は
「年金の日」
「ねんきんネット」で
未来の生活設計について
考えてみませんか？

マイナンバー未収録者にかかる国民年金関係報告書等の提出のお願い

(年金記録企画部)

令和元年8月30日(金)に、日本年金機構(以下「機構」という。)においてマイナンバーと基礎年金番号を紐付けすることができない被保険者(以下「未収録者」という。)が存在する市区町村様宛てに、機構が管理する未収録者の情報を収録した「マイナンバー未収録者リスト」を送付しています。

今年度においては、国民年金関係事務におけるマイナンバーを利用した情報連携の開始等を予定しており、未収録者を可能な限り解消する必要があるため、「貴市区町村において基礎年金番号を管理されている未収録者全件」にかかる国民年金関係報告書等(住所変更報告書等)の提出にご協力をお願いいたします。

機構においても、住民基本台帳ネットワークシステムへの照会等、未収録者の解消に向けた取組を継続して行っていますが、基礎年金番号とマイナンバーの紐付けには住民基本台帳と一致する被保険者情報が必要であるため、ご協力をよろしくお願いいたします。

なお、機構への関係報告書等の提出期限は、令和元年11月29日(金)です。

また、関係報告書等の提出には、通常の報告で使用される報告様式(又は電子媒体)をご使用ください。

機構が住民票と一致する被保険者情報を管理することで、住民基本台帳ネットワークシステムへの確認による未収録者の解消が可能となり、貴市区町村への紙媒体による所得情報等の照会件数の削減や被保険者等が届書等に添付する書類の省略に繋がるため、業務ご多忙のところ大変恐れ入りますが、ご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

ご不明な点がございましたら、管轄の年金事務所にお問い合わせください。





年金相談・お手続きの際は、ぜひご予約を！

日本年金機構の全国の年金事務所では、年金相談や年金請求手続きについて、「事前予約」を行っています。お待たせ時間の少ない予約相談をぜひご利用ください。

- ◆ 予約相談希望日の1か月前から前日まで受付しています。
- ◆ お申込みの際は、基礎年金番号のわかるもの（年金手帳や年金証書など）をご用意ください。

ご予約方法は、全国共通の予約専用受付電話「0570-05-4890」またはお近くの年金事務所に、電話・来訪時にお申込みください。

納めた国民年金保険料は全額が社会保険料控除の対象です！

国民年金保険料は所得税法及び地方税法上、健康保険や厚生年金などの社会保険料を納めた場合と同様に、社会保険料控除としてその年の課税所得から控除され、税額が軽減されます。

控除の対象となるのは、平成31年1月から令和元年12月までに納められた保険料の全額です。過去の年度分の保険料や追納された保険料も含まれます。

また、ご自身の保険料だけではなく、ご家族（配偶者やお子様等）の負担すべき国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。

なお、本年中に納付した国民年金保険料について、社会保険料控除を受けるためには、年末調整や確定申告を行うときに、保険料を支払ったことを証明する書類の添付が必要となります。

このため、平成31年1月1日から令和元年9月30日までの間に国民年金保険料を納付された方には、11月上旬に日本年金機構から「社会保険料（国民年金保険料）控除証明書」が送られる予定ですので、申告書の提出の際には必ずこの証明書または領収証書を添付してください。

また、令和元年10月1日から令和元年12月31日までの間に、今年はじめて国民年金保険料を納められた方には、翌年の2月上旬に送られる予定です。

税法上とても有利な国民年金は、老後はもちろん不慮の事故など万一のときにも心強い味方となる制度です。保険料は納め忘れのないようキチンと納めましょう。

地域の独自情報

編集後記



まだまだ残暑が厳しいですね。暑い夏といえば「かき氷」ですが、ブルーハワイ味って何味なんだろう…と思い調べてみたら、『かき氷のシロップは着色料と香料の違いのみで、味の成分はどれも同じ。』という衝撃の事実を知りました。もはや、ブルーハワイ味のことはどうしても良くなってしまいましたが、視覚（色）が与える脳への影響は計り知れないですね。

さて「かけはし」は、これからも皆様方のご意見とご要望をいただきながら、様々な情報を提供していきたいと考えています。どうぞよろしくお願いいたします。